



利用団体のみなさんへ(お願い)

## ◆学校体育施設開放事業の再開について◆

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、学校体育施設の開放を中止しておりましたが、学校教育に支障のない範囲で令和4年2月22日(火)から開放を再開いたします。

なお、再開に際しましては、下記の点にご留意の上、利用していただきますようよろしくお願いいたします。

また、**学校体育施設は教育施設です。児童生徒への感染防止のためにもご協力をお願いいたします。**

**(児童生徒への感染が確認された場合、休校等となり、学校教育へ深刻な影響を与えます。**

**また、学校体育施設において、クラスターが確認された場合も同様です。)**

### 【学校体育施設利用の注意点】

・風邪の症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等の体調不良)や感染の疑いがある利用者は、活動を控えること。

※利用者の同居家族や身近な方に当該症状や感染の疑いがある場合も活動を控えること。

・活動中は必ず窓等を開けて、換気を行うこと。

※競技に支障をきたす場合は、一定間隔で窓を開けて、定期的に換気を行うこと。

・活動前後に複数人が触れる場所・物品等の消毒を行うこと。

※主にドアノブ・手すり・スイッチ・モップの柄・支柱・手洗場の蛇口・トイレのタンクレバー等

※消毒液・拭くもの(布・ペーパー)の各自持参をお願いします。

・手洗い、アルコール等による手指消毒をこまめに実施すること。

・マスク持参のうえ、スポーツ活動時以外は、マスクを着用すること。

(その他) 次の事項に留意すること。

・ 利用団体登録申請時の名簿に記載のあるメンバーのみの利用とする。

→※練習試合等、他団体との交流は行わないこと。

・ 大人数が一度に密集しないように工夫すること。(更衣室利用時、ミーティング等)

・ 共有を避けることが可能なもの(コップやペットボトル、タオル等)は、共有を避けること。

・ 利用終了後7日間以内に利用団体の中で新型コロナウイルス感染者が出た場合は、管理指導員に対して速やかに報告すること。

・ 代表者は保健所の聞き取り調査及び当日利用者全員の氏名、連絡先の提出依頼に協力すること。

市民スポーツ課 TEL 917-3504

